

陳情 第58号

受付 平成29年12月18日

付託 平成30年 月 日

いじめ防止についての方策を再度訴える陳情

・陳情趣旨及び陳情事項

取手市議会は12月15日、平成29年第4回定例会の最終日を迎え終了しました。請願・陳情の審査のうち第49号、いじめ防止に関する事務分掌を行政組織条例に明示することを求める陳情は不採択、第54号、決議文について調査を求める陳情の陳情事項1、決議文の検証をすること及び2、いじめを受けた子らの救済方法を具体的に示すことは共に不採択、3、いじめ防止対策のための組織の確立は採択とした。市議会議員の皆さん、陳情第54号3項のいじめ防止対策の組織を造っても、例え市長直轄の部署を設置しても、陳情第49号に示した取手市行政組織条例に明示せずして市長の権限に属する“いじめ防止対策推進法（以下法律という）”第30条に含む行政指揮と責任は更に不明確になりませんか。

平成27年11月11日、藤代南中学校児童が自死した件に関して、情報公開請求や報道された内容及び議会へ提出された資料などを確認すると、学校は法律第30条第1項に基づく法律第28条に該当する事案の報告書を教育委員会に提出している事実が分かる。然し、教育委員会の当時の教育指導課長は当該報告書について、法律第30条1項に明示する“市長に報告する”義務を怠ったり、更に教育委員会上層部へ法律第28条に当たらない報告をし、教育長は教育委員会委員に報告していることが分かる。その事により、教育委員会は法律第30条各項を遵守せず法律の明示のない議長へ直接報告している事実がある。又、市長部局は教育委員会より法律上の報告は受けずとも自ら確認できる事も無にして教育委員会事務局職員を含む組織を批判、条例原案造りも批判をした教育委員会に押し付け、市長部局にサポートチームなるものを造り、茶を濁す手続きで満足し、取手市議会は、藤代南中保護者が取手市は何も解決策を示せなかったことに、文部科学省に赴き、更に茨城県知事に訴えが漸く届き、県による原因究明調査についての決議をしている。

陳情第49号と第54号3項の決議の結果をどのように取扱うのか。条例ありきでは不幸な事実やいじめは子ども達も大人も創価学会池田氏が“いじめは絶対悪だ”と云う通りで必要悪でもなく絶対悪なのであり、いじめは条例を制備すればなくなるものでもない。この事が議員の皆さんには理解できませんか。陳情第54号3項のみ採択して組織を造っても、2項、いじめを受けた子らの救済方法を具体的に示すことを不採択とした結果は不幸な事実を目をつぶる行為ではありませんか。市長も議会も教育委員会も取手市民である子どもや保護者が日々安心して安全な街で暮らせるための街造りをそして子どもらがいじめで苦しむことのないよう、市民もいつ自分の家族に突然いじめが振りかからないとも限りません。取手市全体で子どもらを守る方策を考えなければなりません。

“誰がやるか”“誰かがやれば”ではなく、いつ自分の家族が被害者又は加害者になるかも誰も分らない事です。立ち止る事ではありません。学校の教師は時間が足りない事も皆で考えるのは今です。しかし、教育委員会が中心になって作成した“いじめ防止対策推進条例”の素案を取手市議会に報告された。名称は“取手市みんなでいじめをなくすための条例”でいじめの早期発見を図る相談窓口の設置、学校教職員の資質向上・研修充実と云うが全国の自治体で取り入れている各学校に“いじめ防止担当”の教職員の配置はしないのですか。経

費がかかるからですか？そして重大事態が発生した場合の“いじめ問題専門委員会の常設”と云う、取手市は重大事態の当事者の家族の苦痛は他人の痛みですか。市長も教育長も市議会議員の皆さんも“赤信号、皆で渡ればこわくない”と同じで法律が明示する学校及び学校の設置者の責任はどうするのですか？学校現場でいじめる側に教員が含まれている事です。研修でなくなりますか。教育現場の環境を変えない限り、又、いじめる子ども・教員を発見する専門の強い意志を持った教員を配置することに他ありません。取手市議会では大津市へ赴き、良き先例としての条例や教員の配置について学んできたのではありませんか。学校の内外で発生するいじめ対策に必要な経費は無駄なものではありません。

一考を求め陳情する。

個人情報については公開することを可とする。

平成29年12月18日

陳情者

住所 取手市米ノ井 126-38

氏名 坂巻 弘始

取手市議会議長 佐藤 清 殿